確定申告書は早めに提出を

2月17日（月）～3月16日（月）確定申告書は青梅税務署へ

2月3日（月）～3月16日（月）は、青梅税務署の駐車場は使用できません。（身体障害者用車両を除く）

この期間は、イオンスタイル河辺（JR河辺駅北口）の駐車場をご利用いただけますが、台数に限りがあるため、なるべく公共交通機関をご利用ください。

会場が混雑している場合には、受け付けを早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。また、長時間お待ちいただくことや、申告内容によっては、作成に相当の時間を要しますので、余裕を持ってお越しください。

令和元年分の所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出・納税

期間　2月17日（月）～3月16日（月）

※土・日曜日、2月24日を除く

※還付申告をする方は、2月14日（金）以前でも、確定申告書を提出できます。

▽復興特別所得税の計算・記載漏れにご注意ください。

※個人の方については、平成25年分から49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することになります。

▽公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。（外国の年金がある方を除く）

※この場合でも、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。また、所得税および復興特別所得税の申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

▽住民税に関する詳細は、市市民税課市民税係（市役所1階）へお問い合わせください。

★元年分の贈与税の申告書の提出・納税…2月3日（月）～3月16日（月）

★元年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書の提出・納税…3月31日（火）まで

※納期限までに納付しないと延滞税がかかる場合があります。期限内に納付できない場合は、青梅税務署徴収部門☎22・3185（自動音声でご案内していますので、「2」を選択してください）へご相談ください。

※国税の納付は、振替納税（贈与税を除きます）やe-Tax（国税電子申告・納税システム）をご利用ください。

※納付書で納付する場合は、納付書に金額等を記入し、お近くの金融機関で納期限までに必ず納付してください。

申告書作成会場を開設します

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書、贈与税の確定申告書の作成会場を開設します。

期間　2月17日（月）～3月16日（月）

※土・日曜日、2月24日を除く

時間　午前8時30分～午後4時

※相談は午前9時～午後5時、提出は5時まで

会場　青梅税務署申告書作成会場

2月24日、3月1日は立川税務署で受け付けます

申告書作成のアドバイス（電話による相談を除く）、用紙の配布、申告書等の受付を立川税務署で合同で行います。

※国税の領収および納税証明書の発行は行っていません。

日程　2月24日（振休）、3月1日（日）

時間　午前8時30分～午後4時

※相談は午前9時～午後5時、提出は5時まで

会場　立川税務署（立川市緑町4―2）

社会保障・税番号制度の記載について

所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成した申告書等は、プリントアウトして「書面」により提出することができるほか、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して提出することもできます。

マイナンバーカードとICカードリーダライタ（マイナンバーカード対応スマートフォン）を使用する方法、または、ID・パスワードを利用する方法により、e-Tax送信（提出）することができます。

「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンで申告書を作成することができます。所得の種類が、給与所得、年金収入や副業等の雑所得、保険の満期金等の一時所得のみの方は、スマートフォン専用画面が利用できます。

また、国税庁ホームページでは、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙等をダウンロードすることもできますので、ぜひご活用ください。

※平成30年分の申告書等をe-Taxを利用して提出した方、プリントアウトして「書面」により提出した方には、令和元年分の申告書等が送付されません。引き続きe-Tax等をご利用ください。

申告書や青色申告書などを国税庁ホームページで作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成した申告書等は、プリントアウトして「書面」により提出することができるほか、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して提出することもできます。

マイナンバーカードとICカードリーダライタ（マイナンバーカード対応スマートフォン）を使用する方法、または、ID・パスワードを利用する方法により、e-Tax送信（提出）することができます。

「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンで申告書を作成することができます。所得の種類が、給与所得、年金収入や副業等の雑所得、保険の満期金等の一時所得のみの方は、スマートフォン専用画面が利用できます。

また、国税庁ホームページでは、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙等をダウンロードすることもできますので、ぜひご活用ください。

※平成30年分の申告書等をe-Taxを利用して提出した方、プリントアウトして「書面」により提出した方には、令和元年分の申告書等が送付されません。引き続きe-Tax等をご利用ください。

税務職員を装った者からの不審な電話や「振り込め詐欺」にご注意ください

国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、年金・マイナンバー制度アンケート、年金受給調査などと称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高や口座情報などを聞き出そうとする事例が発生しています。また、現金自動預払機（ATM）を操作させて振り込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。

▽税務署や国税局では、年金・マイナンバー制度アンケート等と称して電話することはありません。

▽納税者の皆さんへ電話する場合は、提出済みの申告書等にもとづき、内容を本人に確認することを原則としています。

▽還付金の受け取りのためにATMの操作を求めることはありません。

▽国税の納付のために、金融機関の口座を指定して振り込みを求めることはありません。

国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、その内容を不審に思った場合は、即答を避け、相手の所属部署、氏名、電話番号を確認したうえで電話を切り、青梅税務署総務課☎22・3185（自動音声でご案内していますので、「2」を選択してください）へお問い合わせください。

税理士・税理士法人にご注意ください

納税者からの依頼を受けて行う税務代理、税務書類の作成、税務相談などの税理士業務を行うことができるのは、法律で税理士、税理士法人等に限られています。

税理士でないのに、税理士業務を行っている、いわゆる「にせ税理士」に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を受けたり、あとあとまで税務上のトラブルの原因となるおそれもありますので、ご注意ください。

税理士であるかどうかの確認については、税理士証票の提示を受けて確認する、または、日本税理士会連合会ホームページの税理士情報検索サイトで検索を行うほか、東京税理士会青梅支部☎23・2331へ問い合わせて確認することもできます。

問い合わせ

▽確定申告に関すること…青梅税務署☎22・3185（自動音声でご案内していますので、「2」を選択してください）

▽住民税に関すること…市民税課市民税係

ご利用ください　振替納税、e-Tax、コンビニ納付

所得税および復興特別所得税、個人事業者が納付する消費税および地方消費税の納付については、金融機関や税務署で納付するほか、金融機関の預貯金口座から自動的に引き落としになる振替納税が利用できます。

e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用すると、自宅やオフィス等からインターネット等を利用して、インターネットバンキング等による電子納税やダイレクト納付により納税することができます。

また、パソコンやスマートフォンで、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」や「コンビニ納付用QRコード作成専用画面」から、コンビニ納付に必要な「QRコード」（PDFファイル）を作成・印刷できます。これにより、税務署で納付書を入手しなくても、コンビニ納付（金額が30万円以下の場合に限ります）ができます。

詳細は、e-Taxホームページ HP www.e-tax.nta.go.jp（一部の機能は、スマートフォン、タブレット端末から利用できます）をご覧になるか、青梅税務署管理運営部門☎22・3185（自動音声でご案内していますので、「2」を選択してください）へお問い合わせください。

生活、仕事、お金のこと、ひとりで悩まず、相談してみませんか

●生活のこと
▷どこに相談したらよいかわからない。頼れる人もいない。
▷引きこもりやニートで悩んでいる。

●仕事のこと
▷仕事はしたいけど、何から始めればよいかわからない。
▷失業してしまった。再就職が…、家賃が…。

●お金のこと
▷家計のやりくりが…。
▷公共料金の滞納や借金の返済が大変だ。

悩みが深刻化する前に、まずはお電話を！

問い合わせ　生活福祉課生活自立支援担当（市役所１階１７番窓口）